

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第10節 健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

審査実施日程 令和4年7月19日から同年8月9日まで

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に定める健全化判断比率

(単位：%)

項 目	本市の数値		法に定める基準(令和3年度)	
	令和3年度 決 算	令和2年度 決 算	早期健全化 基 準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.83	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.83	30.00
実質公債費比率	4.8	5.1	25.0	35.0
将来負担比率	30.8	37.5	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示される。

イ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 2 項に定める資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和 3 年度 決 算	令和 2 年度 決 算	経営健全化 基 準
会津若松市水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市簡易水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市下水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市観光施設事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」で表示される。

第 7 審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率については、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定は必要としておらず、いずれも良好な状態を示している。

以下に、それぞれの比率について意見を述べる。

ア 健全化判断比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象に算定するものであり、ここで生じた赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。令和 3 年度の決算では、実質収支額が黒字のため実質赤字比率は算定されないことから、本市財政の健全化に問題は生じていない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市の全会計（一般会計及び公営企業会計を含む全特別会計）の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したものである。令和 3 年度の決算では、全ての会計が実質黒字（又は資金剰余）となっており、それらを合算した結果、連結実質赤字比率は算定されないことから、本市財政の健全化に問題は生じていない。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市及び一部事務組合等の元利償還金及びそれに準じた経費等を対象に算定するもので、市の借入金に係る当該年度の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。

その値は3カ年の平均値であるが、令和3年度の実質公債費比率は4.8%となり、令和2年度の5.1%と比較すると0.3ポイント改善している。これは、令和3年度単年度の実質公債費比率が4.6%となり、3カ年の平均値を引き下げたことによるものである。

この要因としては、実質公債費比率の算定にあたり、元利償還金の増加や控除対象となる基準財政需要額算入額の減少等、分子要素の増加に対して、分母要素となる普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額等、標準財政規模の算定基準額も増加したことによるものである。これにより、実質公債費比率は早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好な状態を示しているといえる。

なお、実質公債費比率については、市役所庁舎や会津若松地方広域市町村圏整備組合の廃棄物処理施設の整備事業により、元利償還金や組合債に係る負担金が増加し、比率が上昇する可能性のあることから、今後とも注視していく必要がある。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が負担すべき市及び一部事務組合並びに地方公社等の将来的な負担を算定するもので、市の現在抱える負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。

令和3年度の将来負担比率は30.8%となり、早期健全化基準の350.0%を下回っていることから、現時点では良好な状態にあるといえる。この値は、令和2年度の将来負担比率37.5%と比較しても6.7ポイントの減少と改善している。

これらの要因としては、分子の構成要素となる一部事務組合の負担等見込額が増加したものの、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額及び退職手当負担見込額が減少したこと、さらには、前述同様、分母の構成要素である標準財政規模の算定基準額が増加したことによるものである。

イ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計（前記イ表に掲げられた特別会計）ごとに、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。令和3年度は、全ての会計において資金不足額が生じることはなく、資金不足比率は算定されないことから、良好な経営がなされている。